

経済産業省補助事業

平成16年度情報基盤対策技術開発等推進事業
(電子商取引(EC)技術基盤の相互運用性に関する調査研究)

調査報告
公認制度調査

根拠資料 タイ編

平成17年3月

(財)日本情報処理開発協会

注: 日本以外の法規は日本PKIフォーラムによる仮の翻訳である。

目次

[TL/L]電子取引法	1
1. 法の名称	2
2. 施行	2
3. 目的	2
4. 定義	2
5. 別様合意事項	4
6. 主管者	4
第1章 電子取引	5
7. 法的効力	5
8. 電子書面	5
9. 電子署名	5
10. 電子文書	6
11. データメッセージの証拠能力	6
12. 文書情報の保持	7
13. 提示	8
14. 通知	8
15. データメッセージの送信	8
16. 行動の権利	8
17. データメッセージのエラー	9
18. データメッセージの重複	10
19. 受領の通知	10
20. 受領通知の推測	11
21. 技術的要件の推定	11
22. データメッセージの発信	12
23. データメッセージの受領	12
24. 発信及び受領場所	12
25. 信頼制限	13
第2章 電子署名	13
26. 信頼性	13
27. 法的効力	14
28. 法的効力の裏付	14
29. 信頼性の判断	16
30. 依存当事者	16
31. 法的有効性	17
第3章 電子取引に関するサービス提供事業	18
32. サービス提供の権利	18
33. 運営	18
34. 事前許諾	20

第4章 公共分野における電子取引	21
35. 申請 / 許可 / 登録 / 行政命令 / 支払 / 通知及び履行.....	21
第5章 電子取引委員会.....	21
36. 任命.....	21
37. 権限と義務	22
38. 任期.....	23
39. 退任.....	23
40. 新規委員の任命.....	24
41. 定足数.....	24
42. 下部委員会任命の権限	24
43. 事務局.....	24
第5章 罰則.....	25
44. 届出 / 登録	25
45. 許諾取得	25
46. 責任.....	25

タイ

[T/L]電子取引法

2001.12.04 公布 2002.04.01 施行

条項番号	根拠資料 条文	備考
	<p>仏暦 2544(西暦 2001)年 電子取引法*</p> <p>* タマサート大学法学部ピナイ・ナナコム博士による 筆者の個人の資格における翻訳。筆者はこの訳文に おけるすべての著作権を留保し NECTEC によるその使用 を承認する</p> <p>国王 プミポン・アドンヤデート 今上王在位の第 56 年である</p> <p>仏暦 2544 年 12 月 2 日作成</p> <p>プミポン・アドンヤデート国王陛下は以下を布告し給 う。電子取引に関する法をもつことが得策であるの で、この法律が国民の権利と義務の制限に関する一定 の規定を含むことが知られ、それに関連して第 29 条 がタイ王国憲法第 50 条との関連で法の定めるところ</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>によりそれを許すので、それゆえに、国会の助言と同意により、またそれをもって、国王によって以下の通り制定される</p>	
	<p>1. 法の名称</p>	
<p>TL/L- 1.1</p>	<p>この法律は「仏暦 2544(西暦 2001)年 電子取引法」という</p>	
	<p>2. 施行</p>	
<p>TL/L- 2.1</p>	<p>この法律は官報**中に公表した日から 120 日後に発効するものとする</p> <p>** 2001 年 12 月 4 日付け官報第 118 巻、第 112a 部において公表された</p>	
	<p>3. 目的</p>	
<p>TL/L- 3.1</p>	<p>この法律は、王令によりこの法律の全体的もしくは部分的適用が除外されることが規定される取引を除き、データメッセージを用いて行われる民間及び商業的取引に適用するものとする</p>	
<p>TL/L- 3.2</p>	<p>TL/L-3.1 の規定は消費者保護のために制定される法律または規則を損なわないものとする</p>	
	<p>4. 定義</p>	
<p>TL/L- 4.1</p>	<p>この法律においては、</p> <p>「取引」とは、TL/L-35 に規定する民間の商業活動に関するもしくは国の事業の遂行における行為をいう</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>「電子装置」とは、電子工学を基盤とする装置の応用機器、電子的装置、電子磁気装置または類似した性質の他の装置をいい、光学的装置、磁氣的装置、もしくは前記の装置の応用機器を伴う装置を含むものとする</p> <p>「電子取引」とは、その中で電子装置が全体的もしくは部分的に使用される商取引をいう</p> <p>「情報」とは、文字、数字、音声及び画像の形式で、またはそれ自体でもしくは他の装置を通して意味を暗示することのできる他の形式で、表現される事象または事実をいう</p> <p>「データメッセージ」とは、電子的データ交換、電子メール、電報、テレックス、またはファクシミリ等の、電子装置を用いて生成、送信、受領、保存、または加工される情報をいう</p> <p>「電子署名」とは、電子的形式で創出され、データメッセージとの関連で署名者を識別し、特定の人がデータメッセージ中に含まれる情報を承認したことを示す目的で、その人のデータメッセージとの関係を確立するためにデータメッセージに添付される、文字、数字、音声、または他の記号をいう</p> <p>「情報システム」とは、データメッセージを生成、送信、受領、保存、または加工するために電子装置の補助により情報を加工するためのシステムをいう</p> <p>「電子データ交換」とは、電子装置によりコンピュータからコンピュータへ合意された標準を使用して情報を発信することまたは受領することをいう</p> <p>「オリジネータ」とは、データメッセージがその人によって送信または生成されるか、またはその人の名義でもしくはその人に代わって送信または生成されるかを問わず、データメッセージがその人によって指定された方法に従って送信のために保存される前にそのデータメッセージの送信者または生成者である人をいうが、そのデータメッセージに関する仲介者を含まないものとする</p> <p>「名宛人」とは、オリジネータがデータメッセージを送ることを意図し、そのデータメッセージを受け取る</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>相手の人をいうが、そのデータメッセージに関する仲介者を含まないものとする</p> <p>「仲介者」とは、他の人に代わって特定のデータメッセージを送信、受領、または保存し、またそのデータメッセージに関して他のサービスを提供する人をいう</p> <p>「認証」とは、署名者と署名生成データとの関連を確かにするデータメッセージまたは他の記録をいう</p> <p>「署名者」とは、署名生成データを保持し自らのためもしくは他人に代わって電子署名を創出する人をいう</p> <p>「依存当事者」とは、認証または電子署名に基づいて行動し得る人をいう</p> <p>「国の代行機関」とは、省、庁、部、または他の名称で呼ばれ部の地位にあるとされる他の政府機関、県庁、及び地方自治体、及び法律または王令によって設立された国の事業体をいい、何らかの事柄において国の事業を遂行する権限と義務をもつ法人、団体、または個人を含むものとする</p> <p>「委員会」とは、電子取引委員会をいう</p> <p>「省の長官」とは、この法律の執行を管理し監督する省の長官をいう</p>	
	<p>5. 別様合意事項</p>	
<p>TL/L-5.1</p>	<p>TL/L-13 から TL/L-24 までの定めと TL/L-26 から TL/L-31 までの定めは別様に合意されることができ</p>	
	<p>6. 主管者</p>	
<p>TL/L-6.1</p>	<p>首相はこの法律を管理し監督する</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第1章 電子取引

7. 法的効力

TL/L-7.1 情報は、それがデータメッセージ形式にあるという根拠のみによって法的効力と強制力を否定されないものとする

8. 電子書面

TL/L-8.1 TL/L-9 の定めに従い、取引が書面により行われ、または書面により証拠立てられ、もしくは作成されなければならない文書により裏付けられるべきことを法律が求める場合、その情報の意味が変えられることなく続いて行われる参照のために入手可能かつ使用可能なデータメッセージの形式で生成されるならば、その情報は既に書面により作成され、または書面により証拠立てられ、もしくは作成された文書により裏付けられていると見做されるものとする

9. 電子署名

TL/L-9.1 ある人が書面中に署名をすることになっている場合、データメッセージは次の場合に署名をなされていると見做されるものとする

TL/L-9.1.1 (1) 署名者を識別することができ、署名者がそのデータメッセージに含まれる情報が自分のものであることを承認していることを示すことができる方法が使用されている場合
かつ

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L- 9.1.2	(2) その方法が、データメッセージが周りの状況もしくは両当事者間の合意を顧慮しつつ生成もしくは送信された目的のために適切であるという点で信頼できるものである場合	
10. 電子文書		
TL/L- 10.1	情報が文書の原本として元の形で提示または保持されるべきことを法律が求める場合、その提示または保持が以下の規則に従ってデータメッセージの形式で行われるならば、それは法律に基づいた文書の原本の提示または保持と見做されるものとする	
TL/L- 10.1.1	(1) 情報がその最終的な形式で生成された時からの情報の完全性を確かにするために当該データメッセージに対して信頼すべき方法が使用されること かつ	
TL/L- 10.1.2	(2) 情報が続いて表示されることができること	
TL/L- 10.2	TL/L-10.1.1 に基づく情報の完全性の考慮は、通信、保存、または開示の通常の過程で発生し得る、情報の完全性に影響しない追加の裏書または記録もしくは変更とは別に、完全性と変更のないことを顧慮することによって行われるものとする	
TL/L- 10.3	TL/L-10.1.1 に基づく情報の完全性を確かにするために使用される方法の信頼性を判断する際は、その情報が生成された目的を含む、関連するすべての状況が顧慮されるものとする	
11. データメッセージの証拠能力		
TL/L- 11.1	証拠であるデータメッセージの証拠能力は、法的訴訟手続きにおいてそれがデータメッセージであるという根拠のみによって否定されないものとする	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<p>データメッセージが信頼すべきものであるかもしくはどの程度信頼すべきものであるかを定めるためにデータメッセージの証拠能力を評価する際は、そのデータメッセージが生成、保存、または伝達されるやり方または方法の信頼性、及びそのデータメッセージのオリジネータが識別もしくは示されたやり方または方法の信頼性、並びにすべての関連する状況が顧慮されるものとする</p> <p>12. 文書情報の保持</p>	
TL/L-12.1	<p>TL/L-10 の定めに従い、文書または情報が保持されるべきことを法律が求める場合、保持がデータメッセージの形式で以下の規則に従って行われるならば、それは法律によって求められる文書または情報の保持と見做されるものとする</p>	
TL/L-12.1.1	<p>(1) そのデータメッセージの意味が変えられることなく、続いて行われる参照のために入手可能かつ使用可能であること</p>	
TL/L-12.1.2	<p>(2) そのデータメッセージが、それが生成、送信、または受領されたままの形式で、または生成、送信もしくは受領された情報を正確に表示することができる形式で、保持されること</p>	
TL/L-12.1.3	<p>(3) そのデータメッセージが送信または受領された日付と時刻を含めてその起源、発生源、及び行く先の識別を可能にする情報が、もしあれば、保持されていること</p>	
TL/L-12.1.4	<p>TL/L-12.1 は、情報の唯一の目的がデータメッセージが送信または受領されることを可能にすることである情報には適用しないものとする</p>	
TL/L-12.1.5	<p>文書または情報の保持に責任を負う国の代行機関は、本条の定め反しない限り、またはそれに矛盾しない限り、その文書または情報の保持に関する補足的詳細を規定することができる</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	13. 提示	
TL/L- 13.1	<p>契約を結ぶための提示及び受け入れは、データメッセージの形式で表現されることができ、契約は、契約に関する提示または受け入れがデータメッセージの形で行われたという根拠のみによって法的効力を否定されないものとする</p>	
	14. 通知	
TL/L- 14.1	<p>オリジネータと名宛人の間では、意思の言明または通知はデータメッセージの形で行うことができる</p>	
	15. データメッセージの送信	
TL/L- 15.1	<p>いずれかの人が何らかの手段でデータメッセージを送信した場合、そのデータメッセージはその人のデータメッセージと見做されるものとする</p> <p>オリジネータと名宛人の間では、データメッセージは、以下によって送信された場合にオリジネータのデータメッセージであると見做される</p>	
TL/L- 15.1.1	<p>(1) そのデータメッセージに関してオリジネータに代わって行動する権限をもった人</p> <p>または</p>	
TL/L- 15.1.2	<p>(2) オリジネータまたはオリジネータに代わって行動する権限をもった人によって自動的に動作するように組み立てられた情報システム</p>	
	16. 行動の権利	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L-16.1	名宛人は、以下の場合にデータメッセージをオリジネータのものであると見做しその前提で行動する権利を有する	
TL/L-16.1.1	(1) 名宛人がそのデータメッセージがオリジネータのものであることを前もってオリジネータと合意された手順によって正当に確認している場合 または	
TL/L-16.1.2	(2) 名宛人によって受領されたデータメッセージが、オリジネータによってデータメッセージを自分のものと識別するために使用される、またその人がオリジネータまたはオリジネータに代わって行動する権限をもつ人との関係を通じてそれへのアクセスを手に入れた方法を使った人の行為に起因するものであった場合	
TL/L-16.2	TL/L-16.1.1の定めは次の場合には適用しないものとする	
TL/L-16.2.1	(1) その際に、名宛人が、オリジネータから名宛人によって受領されたデータメッセージがオリジネータのものでないとの通知を受領し、同時に名宛人に、その通知が関係する事実を確認する措置をとるための妥当な時間があつた場合	
TL/L-16.2.2	(2) TL/L-16.1.2の場合、名宛人が妥当な処置を実施し、または合意された手順に従って行動したとしても、データメッセージがオリジネータのものでないことを名宛人が知っていたもしくは知っているべきであつた場合	
17. データメッセージのエラー		
TL/L-17.1	TL/L-15 または TL/L-16.1 に基づいて、オリジネータと名宛人の間で、名宛人が妥当な処置を実施し、または合意された手順に従って行動したとしても、名宛人が受領したデータメッセージに送信に起因するエラーがあつたことを知っていたまたは知っているべきであつたのでない限り、名宛人が受領したデータメ	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>ッセージをオリジネータが送信することを意図したものであると見做し、その前提でそのデータメッセージに関して行動する権利を有する</p>	
	<p>18. データメッセージの重複</p>	
TL/L- 18.1	<p>名宛人は、妥当な処置を実施しもしくは合意された手順に従って行動していたとしても、データメッセージの組が他のデータメッセージの組と重複しておらず、名宛人がそのデータメッセージが重複したデータメッセージであることを知っていたまたは知っているべきであったのでない限り、受領したデータメッセージの各組を個別のデータメッセージと見做し、その前提でそのデータメッセージの組に関して行動する権利を有する</p>	
	<p>19. 受領の通知</p>	
TL/L- 19.1	<p>データメッセージを送信する前またはその時点で、オリジネータの要求に応じてまたは名宛人との合意によりデータメッセージの受領の通知が必要とされる場合、以下の規則が適用されるものとする</p>	
TL/L- 19.1.1	<p>(1) 通知が特定の形式によりまたは特定の方法により行われるべきことがオリジネータによって同意されていない場合、通知は自動情報システムによりまたは他の方法により、もしくは名宛人がデータメッセージを受領したことをオリジネータに示すのに十分な名宛人の行為により、名宛人による何らかの伝達によって行われることができる</p>	
TL/L- 19.1.2	<p>(2) オリジネータが、データメッセージは名宛人による通知を受領されたときに初めて送信されたと見做されるものとするとの条件を明示した場合、データメッセージはオリジネータが通知を受領するまで送信されていないと見做されるものとする</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
TL/L- 19.1.3	<p>(3) オリジネータが TL/L-19.1.2 に言及した条件を明示しておらず、オリジネータが明記されたまたは合意された時間内に、または時間が明記または合意されていない場合妥当な時間内に、通知を受領しなかった場合、以下によるものとする</p> <p>(a) オリジネータは、名宛人に対してオリジネータが通知を受領していないことを明記し名宛人によって通知が行われなければならない妥当な期限を明記した通告を行うことができる</p> <p>かつ</p> <p>(b) オリジネータが TL/L-19.1.3 (a)中の期限内に通知を受領しなかった場合、オリジネータは、名宛人に通告することによって、そのデータメッセージが送信されなかったものとして取り扱い、もしくはオリジネータは自らがもち得る他の権利を行使することができる</p>	
	<p>20. 受領通知の推測</p>	
TL/L- 20.1	<p>オリジネータが名宛人から通知を受領する場合、名宛人が関連するデータメッセージを受領したことが推定されるものとするが、この推測は、名宛人が受領したデータメッセージがオリジネータによって送信されたデータメッセージと一致することを意味しない</p>	
	<p>21. 技術的要件の推定</p>	
TL/L- 21.1	<p>データメッセージの受領の通知そのものの中で名宛人によって受領されたデータメッセージが、オリジネータと名宛人によって合意されたもしくは適用すべき標準の中に定められた技術的要件を満たすことが明らかである場合、送信されたデータメッセージがすべての技術的要件を満たしたと推定されるものとする</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

22. データメッセージの発信

TL/L-
22.1 データメッセージの発信は、それがオリジネータの制御の及ばない情報システムに入れられる時に起きると見做される

23. データメッセージの受領

TL/L-
23.1 データメッセージの受領は、データメッセージが名宛人の情報システムに入る時から起きると見做される。名宛人がデータメッセージの受領の目的で特定の情報システムを指定していた場合、データメッセージの受領は、データメッセージが名宛人によって指定された情報システムに入る時から起きると見做される。但し、データメッセージが、名宛人によって指定された情報システムでない名宛人の他の情報システムに送信された場合、データメッセージの受領はデータメッセージがその情報システムから取り出される時から起きると見做される

TL/L-23 の定めは、名宛人の情報システムが、TL/L-24 に基づいてデータメッセージが名宛人によって受領されると見做される場所と異なる場所に位置している場合にも、それに拘らず適用されるものとする

24. 発信及び受領場所

TL/L-
24.1 データメッセージは、場合に応じて、オリジネータの事業の場所で発信され、名宛人の事業の場所で受領されると見做されるものとする

TL/L-
24.2 オリジネータまたは名宛人が 2 つ以上の事業の場所をもつ場合は、TL/L-24.1 の事業場所の目的において、基礎を成す取引にもっとも関係の深い事業の場所への言及がなされるものとする。但し、どの事業の場

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	所が当該取引にもっとも深い関係をもつかを判定できない場合は、主たる事業の場所が、データメッセージが受領されまたは発信される場所として取り扱われるものとする	
TL/L-24.3	オリジネータまたは名宛人の事業の場所が存在しない場合、当事者の住居がデータメッセージの発信または受領の場所として取り扱われるものとする	
TL/L-24.4	TL/L-24 の定めは、電報及びテレックス、または王令中に規定される他の通信手段によって発信・受領されるデータメッセージには適用しないものとする	
25. 信頼制限		
TL/L-25.1	王令中に規定される安全確保手続きに従って行われる電子取引は、信頼すべき方法を用いて行われたと推定されるものとする	
第2章 電子署名		
26. 信頼性		
TL/L-26.1	以下の事項に合致する電子署名は信頼すべき電子署名であると見做されるものとする	
TL/L-26.1.1	(1) 署名生成データが、それらが使用される文脈の中で、署名者に関連付けられ、かつ他の何者にも関連付けられていないこと	
TL/L-26.1.2	(2) 署名生成データが、電子署名を生成する時に、署名者の制御下にあったこと、かつ他の何者の制御下にもなかったこと	
TL/L-26.1.3	(3) 電子署名の生成時後になされた電子署名への変更が検知可能であること	
	かつ	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L- 26.1.4	(4) 電子署名に関する法的要件の目的が情報の完全性に関する保証を与えることである場合、その情報に署名時後になされた変更が検知可能であること	
TL/L- 26.2	TL/L-26.1 の定めは、電子署名の信頼性を確立するためのいかなる他の方法も存在しないとの限定を意味せず、もしくは電子署名の非信頼性の証拠を挙げることを制限しない	
27. 法的効力		
TL/L- 27.1	署名生成データが法的効力をもつ署名を生成するために使用されることができるとき、各署名者は以下のことを行うものとする	
TL/L- 27.1.1	(1) 自らの署名生成データの不正使用を回避するために妥当な注意を払う	
TL/L- 27.1.2	(2) 以下の場合に、電子署名に基づいて行動する、または電子署名を支援するサービスを提供する、と妥当に予想され得る人に速やかに通知する (a) 署名者が、署名生成データが紛失、損害、損傷、不当開示され、またはその目的に合致しないやり方で知られたことを知り、もしくは知るべきであった場合 (b) 署名者が、署名生成データが紛失、損害、損傷、不当開示され、またはその目的に合致しないやり方で知られたかもしれないという重要な危険が起きることを状況から知った場合	
TL/L- 27.1.3	(3) 認証が電子署名を裏付けるために発行される場合、署名者によって行われる、認証のライフサイクルを通して認証に関係するまたは認証の中に明記されるすべての重要な表明事項の正確性と完全性を確かなものにするために妥当な注意を払う	
28. 法的効力の裏付		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L- 28.1	認証サービスが、署名としての法的効力のために使用され得る電子署名を裏付けるために提供される場合、認証サービス提供業者は以下のことを行うものとする	
TL/L- 28.1.1	(1) 自らが主張してきた方針と慣行に従って行動する	
TL/L- 28.1.2	(2) 自らが行う、認証のライフサイクルを通して認証に関係するまたは認証の中に明記されるすべての重要な表明事項の正確性と完全性を確かなものにするために妥当な注意を払う	
TL/L- 28.1.3	(3) 依存当事者が認証からすべての重要な表明事項を確認することができるようにする妥当なアクセスの手段を次の通り提供する (a) 認証サービス提供業者の身元 (b) 認証の中で識別される署名者が、認証が発行された時に署名生成データを制御していたこと (c) 署名生成データが、認証が発行された時に、またはその前に有効であったこと	
TL/L- 28.1.4	(4) 依存当事者が次の事項を認証からもしくは別段確認することができるようにする妥当に使用可能な手段を提供する (a) 署名者を識別するために使用される方法 (b) 署名生成データまたは認証が使用されることができる目的と価値の限度 (c) 署名生成データが有効で、紛失、損害、損傷されていず、不当に開示されもしくはそれらの目的に合致しないやり方で知られていないこと (d) 認証サービス提供業者によって規定された責任の範囲または程度の限度 (e) TL/L-27.1.2 に基づく状況が起きた場合に署名者が通知を行うための手段の入手可能性 (f) 時宜を得た認証の取り消しのためのサービスの入手可能性	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L-28.1.5	(5) TL/L-28.1.4 (e)項に基づくサービスが提示される場合、署名者が TL/L-27.1.2 に明記される通知を行うための手段を提供し、TL/L-28.1.4 (f)項に基づくサービスが提示される場合、そのサービスが認証の時宜を得た取り消しを生成することができることを確かなものにする	
TL/L-28.1.6	(6) 自らのサービスを提供する際に、信頼システム、手順、及び人材を利用する	
<p>29. 信頼性の判断</p>		
TL/L-29.1	<p>TL/L- 28.6 に基づくシステム、手順、及び人材の信頼性を判断する際は、以下の要素を顧慮することができる</p> <p>(1) 財務状態、人材、及び現有資産</p> <p>(2) ハードウェア及びソフトウェアシステムの品質</p> <p>(3) サービスの提供に関連して、認証、認証の申し込み、及び記録の保持の手順</p> <p>(4) 認証の中で識別される署名者及び潜在的依存当事者に関する情報の入手可能性</p> <p>(5) 独立監査人による監査の規則正しさ及び程度</p> <p>(6) TL/L-29.1(1)から(5)までの中で言及した要素との適合性またはその存在に関する認定機関または認証サービス提供者による言明</p> <p>(7) 委員会によって規定される要素</p>	
<p>30. 依存当事者</p>		
TL/L-30.1	依存当事者は以下の事項を行うものとする	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
TL/L- 30.1.1	(1)電子署名の信頼性を検証するための妥当な手段を講じる	
TL/L- 30.1.2	(2)電子署名が認証によって裏付けられる場合、次の事項を行うための妥当な手段を講じる (a)認証の有効性、停止、または取り消しを検証する また (b)認証に関する限度を遵守する	
	31. 法的有効性	
TL/L- 31.1	認証または電子署名は、以下の事項に関わりなく、法的に有効と見做されるものとする	
TL/L- 31.1.1	(1)認証が発行される場所または電子署名が生成または使用される場所 または	
TL/L- 31.1.2	(2)認証発行者または署名者の事業場所の位置	
TL/L- 31.2	外国で発行された認証は、その認証を発行するために使用されたシステムの信頼性のレベルがこの法律に基づくシステムより低くなければ、国内で発行された認証と同じ法的効力をもつものとする	
TL/L- 31.3	外国で生成または使用される電子署名は、その電子署名を生成または使用するために使用されるシステムの信頼性のレベルがこの法律に基づくシステムより低くなければ、国内で生成または使用される電子署名と同じ法的効力をもつものとする	
TL/L- 31.4	認証または電子署名が TL/L-31.2 または TL/L-31.3 に基づく信頼性をもつか否かを判断する際は、国際標準及び他の関連要素もまた顧慮されるものとする	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第3章 電子取引に関するサービス提供事業

32. サービス提供の権利

TL/L-32.1	人は電子取引に関するサービス提供事業を行う権利を有する。但し、財務的及び商業的安全性を維持するため、もしくはデータメッセージの信頼性及び信用度を強化するため、もしくは公衆への損失を防ぐために必要な場合には、電子取引に関するサービス提供の特定事業の運営を事前の届出、登録、または許諾の対象とすることを求める王令が発布されるものとする	
TL/L-32.2	どの場合に TL/L-32.1 に基づく届出、登録、または許諾が必要とされるかを判断する際には、当該事業の運営の結果として起こり得べき影響の強さの重大性に応じた、損失防止策の適切性を顧慮するものとする	
TL/L-32.3	この目的のために、特定の国の代行機関が妥当な監督機関となるべく、当該王令によって指定されることができる	
TL/L-32.4	TL/L-32.1 に基づく王令の発布の推奨に先立って、適切な公聴会が実施され、そこから得られる情報が検討されるものとする	

33. 運営

TL/L-33.1	王令が発布され、特定の場合に電子取引に関するサービス提供事業の運営を事前の届出または登録の対象とすることを求める場合、当該事業を運営することを欲する人は、当該事業の運営の開始に先立って王令中に規定する資格ある係官に届出でもしくは登録を行わなければならない	
-----------	---	--

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L-33.2	TL/L-33.1 に基づく届出または登録に関する規則及び手続きは王令に従うものとし、王令中に規定される係官は、届出または登録が行われた時には届出証書または登録証書を届け出または登録の証拠として届出または登録の日に発行し、届出もしくは登録を行う人は行われた届出もしくは登録の日から当該事業を運営することができる。但し、王令中に規定する資格ある係官が後に届出または登録が誤ったもしくは不完全なやり方で行われたことを発見した場合、資格ある係官は、届出でたもしくは登録を行った人に、命令を受けた日から 7 日以内にそれを是正し正確さと完全性を確かなものにするよう命じる権限を有するものとする	
TL/L-33.3	事業の運営に際して、TL/L-33.1 に基づいて届出でたもしくは登録を行った人は王令中に定める規則及び委員会によって規定される通告に従うものとする	
TL/L-33.4	TL/L-33.1 に基づいて届出たもしくは登録を行った人が、TL/L-33.2 に基づく正確性と完全性を確かなものにするために欠陥ある届出または登録を是正することを怠る場合、または TL/L-33.3 に基づく事業の運営の規則に従うことを怠る場合、委員会は、誤った行為の重大性を顧慮して 1,000,000 パーツ以下の行政過料の課徴を検討し命じるものとし、また委員会は適当と考える場合その人にしかるべき適切な是正のための何らかの行動をとることを求める命令を発することができる	
TL/L-33.5	行政過料の検討と課徴に関する規則は委員会によって規定される通りとし、行政過料を課された人が支払を行うことを怠る場合は、行政手続に関する法律に基づく行政処分に関する規定が必要な変更を加えて適用されるものとし、係官による命令の執行がない場合には、委員会が過料の支払を強制するために行政裁判所に訴訟を起こす権限を有するものとする この場合、行政裁判所が過料の支払を強制する命令が適法であると判断するのであれば、行政裁判所は当該案件を審理し、過料の支払を目的とした競売による売却のために財産の押収または差し押さえを決定する権限を有するものとする	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<p>TL/L-33.4 に基づく違反を犯す人が委員会の命令に従って是正を行うことを怠りもしくは違反を繰り返す場合は、委員会は、その人が届出または登録が関係する事業を引き続き運営することを禁ずる命令を発する権限を有するものとする</p> <p>34. 事前許諾</p>	
TL/L-34.1	<p>王令が発布され何らかの特定の場合に電子取引に関するサービス提供事業の運営を事前の許諾の対象とすることを求める場合、その事業を運営することを欲する人は許諾の申し込みを王令中に定める資格ある係官に提出するものとする</p>	
TL/L-34.2	<p>許諾の申込者の資格、申し込みに関する規則及び手続き、許諾の付与、許諾の返上、許諾の停止または取り消しは王令の定めるところによるものとする</p>	
TL/L-34.3	<p>事業の運営に際して、TL/L-34.1 に基づいて許諾を付与された人は、王令中に定める規則、委員会によって規定される通告、または許諾中に定める条件に従うものとする</p>	
TL/L-34.4	<p>許諾を付与された人が TL/L-34.3 に基づく電子取引に関するサービス提供事業の運営の規則に違反しもしくは従うことを怠る場合、委員会は、誤った行為の重大性を顧慮して 2,000,000 バーツ以下の行政過料の課徴を検討し命じるものとし、また委員会は適当と考える場合その人にしかるべき適切な是正のための何らかの行動をとることを求める命令を発することができる。この場合、TL/L-33.5 の定めが必要な変更を加えて適用されるものとする</p>	
TL/L-34.5	<p>TL/L-34.4 に基づく違反を犯す人が委員会の命令に従って是正を行うことを怠る場合もしくは違反を繰り返す場合、委員会は許諾を取り消す命令を発する権利を有するものとする</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第4章 公共分野における電子取引

35. 申請 / 許可 / 登録 / 行政命令 / 支払 / 通知及び履行

TL/L-35.1 国の代行機関との、または国の代行機関による、法律に基づく行為の申請、許可、登録、行政命令、支払、通知、または履行は、王令により定める規則と手続きに従ってデータメッセージの形で行われる場合、この法律の適用対象に該当し、その特定の事柄に関して法によって定められる規則と手続きに従って履行される行為と同じ法的効力をもつと見做されるものとする。この目的で、王令はまた、関係する人による行為または不作為を求め、または国の代行機関に一定の場合の詳細事項を定める規則を発行することを求めることができる

TL/L-35.2 TL/L-35.1 に基づいて王令を発布する際、その王令は電子取引に関するサービス提供事業を運営する人に、事業の運営の開始に先立って場合に応じて届出を行い、登録を申請し、もしくは許諾を取得することを求めることができる。この場合、TL/L-32～34 の定め及び関連する罰則が必要な変更を加えて適用されるものとする

第5章 電子取引委員会

36. 任命

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L-36.1	<p>議長として科学技術環境省長官、及び卓越した資格ある人々から閣僚会議によって任命された 12 名の委員から成る電子取引委員会を置くものとし、2 名の有資格者がそれぞれ以下の各分野から任命されるものとする</p> <p>(1) 財政 (2) 電子取引 (3) 法律 (4) コンピュータ科学 (5) 科学または工学 (6) 社会科学</p> <p>但し、各分野において、有資格者の 1 名は民間分野から任命され、国家電子工学コンピュータ技術センター所長、国家科学技術開発庁長官が委員兼書記となるものとする</p>	
TL/L-36.2	<p>TL/L-36.1 に基づいて委員会の委員として検討し任命するために閣僚会議への適任の人を選出し指名するための記録及び手続きは、省の長官によって規定される規則に従うものとする</p>	
TL/L-36.3	<p>書記は 2 名以下の副書記を任命するものとする</p>	
<p>37. 権限と義務</p>		
TL/L-37.1	<p>電子取引委員会は以下の権限と義務をもつものとする</p>	
TL/L-37.1.1	<p>(1) 電子取引の促進と発展のための政策を策定し、関連する問題と障害を解決する目的で閣僚会議に対して推奨を行う</p>	
TL/L-37.1.2	<p>(2) 電子取引に関するサービス提供事業の運営を監視する</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L- 37.1.3	(3) この法律に基づいて王令を發布する目的で省の長官に推奨を行いまたは助言を与える	
TL/L- 37.1.4	(4) この法律の執行もしくはこの法律に基づく王令の実施における電子署名に関する規則または通告を発行する	
TL/L- 37.1.5	(5) この法律または他の法律の執行における他の活動を行う	
TL/L- 37.2	この法律に基づく活動を実施する際は、委員会の委員が刑法に基づく係官となるものとする	
38. 任期		
TL/L- 38.1	資格ある委員の任期は 3 年とする	
TL/L- 38.2	退任する委員は再任命されることができ、連続する 2 期を超えて就任することはできない	
39. 退任		
TL/L- 39.1	TL/L-38 に基づく任期の満了時の退任の他に、資格ある委員は以下の場合に退任する (1) 死亡 (2) 辞任 (3) 不作法、職務遂行の怠慢または不誠実、もしくは能力の欠如の理由により閣僚会議によって解任された場合 (4) 無能者または準無能者になった場合 (5) 怠慢により犯した犯罪または軽犯罪によるものを除いて、刑期の終局判決により投獄された場合	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

40. 新規委員の任命

- TL/L-40 資格ある委員が TL/L-39 に基づいて退任する場合、委員会は残りの委員によって構成されると見做され、その委員の退任の日から 60 日以内に空席を埋めるための新しい委員の任命が行われるものとする
- 空席を埋めるために任命された資格ある委員は交代された人の残りの任期だけ就任するものとする

41. 定足数

- TL/L-41.1 委員会の会合で、定足数を構成するためには委員総数の 2 分の 1 の出席を必要とする
- TL/L-41.2 会合において議長が出席していない場合または義務を遂行できない場合には、委員会は委員 1 名をその会合で議長を務めるべく選出するものとする
- TL/L-41.3 会合の決定は投票権の過半によるものとする。投票する際には、各委員は 1 票の投票権をもつものとする。賛否同数の場合は、会合で議長を務める人が決定票として追加の 1 票を投じるものとする

42. 下部委員会任命の権限

- TL/L-42.1 委員会は、委員会に代わって何事かを検討または遂行する下部委員会を任命する権限を有する
- TL/L-42.2 TL/L-41 の定めは、必要な変更を加えて下部委員会にも適用されるものとする

43. 事務局

根拠資料		備考
条項番号	条文	
TL/L-43.1	<p>国家電子コンピュータ技術センター、国家科学技術開発庁は委員会の事務局として役割を果たすものとする</p> <p>第5章 罰則</p> <p>44. 届出 / 登録</p> <p>TL/L-33.1 に基づいて王令中に規定される資格ある係官への届出または登録を行わず、もしくはTL/L-33.6 に基づいて事業の運営を禁じる委員会の命令に違反して電子取引に関するサービス提供事業を運営する者は、刑期 1 年以下の禁固刑または 100,000 バーツ以下の罰金刑、もしくはその両方の刑に処すものとする</p> <p>45. 許諾取得</p> <p>TL/L-34 に基づく許諾を取得することなく電子取引に関するサービス提供事業を運営する人は 2 年以下の禁固刑または 200,000 バーツ以下の罰金刑、もしくはその両方の刑に処すものとする</p> <p>46. 責任</p> <p>この法律に基づくすべての犯罪は、犯罪が法人によって犯された場合、管理者またはその法人を代表する者もしくはその法人の運営に参画する者もまた当該犯罪に対する罰則を受ける責任を負うものとする。但し、その者が犯行をまったく知らなかったことまたは</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

犯行を黙認しなかったことが証明される場合はこの限りではない

連署者

首相

タクシン・シナワトラ

Pol. Lieutenant Major

備考

この法律の発布の理由は以下の通りである。最近の電子取引は、それが利便、迅速、及び効率を助長する電子技術の進歩に基づいているほどに、その通信方法に順応し切っている傾向にある。しかし、かかる電子取引の方法は既存の法律によって支えられる商取引の方法とは根本的に異なる。このことは、信頼性を達成し従来手段で行われる商取引に与えられる法的効力と同じ効力を認めるために、電子取引の促進への展望をもって、データメッセージを書類または書類による証拠の機能的同等物として取り扱い、データメッセージの発信と受領、電子署名の使用、及びデータメッセージの証拠能力を認知することによるデータメッセージの法的認知を必要とさせる。また、電子取引委員会を設立し、電子取引の促進のための政策を策定し、規則を制定し、電子取引に関するサービス提供事業の運営を監視する義務とともに、潜在的に常に変化と発展を続ける技術の進展を追跡するために技術的進歩を促進する義務を負わせ、信頼すべき基準の確立を可能にし、関連の問題と障害の解決策を推奨し、もって国内外の電子取引を振興することも得策である。これは、国際的に認められている基準と実質的に同等の、またそれに沿った法律の施行を通じて実施することができる。それゆえに、この法律を制定することが必要である